

第 1 4 9 4 回 島 根 県 教 育 委 員 会 会 議 録

日時 平成 2 5 年 6 月 2 5 日

自 1 3 時 3 0 分

至 1 6 時 1 0 分

場所 教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

— 開 会 —

— 公 開 —

(請願事項)

第2号 コンプライアンスをもとにした学校教育を求める請願について
(総務課)

————— 以上非公開での審議を決定

(承認事項)

第2号 職員の給料の臨時特例に関する条例案について (総務課)

第3号 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について
(総務課)

————— 以上原案のとおり承認

(報告事項)

第14号 島根県立美術館協議会委員の委嘱について (総務課)

第15号 平成26年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の出願状況
及び第1次試験の選考基準について (義務教育課・高校教育課)

第16号 平成26年度島根県市町村立小・中学校校長・教頭採用・昇任
候補者選考試験について (義務教育課)

第17号 平成25年度いじめ等対応アドバイザー配置事業の開始について
(義務教育課)

第18号 平成25年度国体選手競技力レベルアップ月間について (保健体育課)

第19号 島根県立図書館協議会委員の委嘱について (社会教育課)

第11号 「津和野町津和野伝統的建造物群保存地区」の重要伝統的建造物群
保存地区選定の答申について (文化財課)

第20号 文化財の指定等の答申について (文化財課)

第21号 松江城三之丸の発掘調査について (文化財課)

第22号 「平成の大遷宮 出雲大社展」及び関連事業について（文化財課）

第23号 神々の国しまね 企画展「石見神楽」について（文化財課）

第24号 いじめ防止対策推進法について（義務教育課）

————— 以上原案のとおり了承

—非公開—

（議決事項）

第4号 体罰教員の懲戒処分に係る教育委員会審議のあり方に関する請願について（義務教育課・高校教育課）

————— 以上趣旨採択を議決

第5号 平成26年度使用教科用図書採択にあたっての指導、助言又は援助について（義務教育課・特別支援教育課）

第3号 教職員の懲戒処分について（高校教育課）

————— 以上原案のとおり承認

第2号 コンプライアンスをもとにした学校教育を求める請願について（高校教育課）

————— 以上不採択を議決

II 出席及び欠席委員

- 1 出席委員【全員全議題出席】
山本委員長 土田委員 仲佐委員 岡部委員 原委員 今井教育長
- 2 欠席委員
なし
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第2項の規定に基づく出席者
今井教育長
- 4 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

吉城教育監	全議題
鳴木教育次長	全議題
黒崎参事	全議題
祖田参事	公開議題
長岡教育センター所長	全議題
高宮総務課長	全議題
荒木上席調整監	公開議題
小村教育施設課長	公開議題
片寄高校教育課長	公開議題、議決第2号～第4号
佐藤県立学校改革推進室長	公開議題
原田特別支援教育課長	公開議題、議決第5号
矢野義務教育課長	公開議題、議決第4号、第5号
野津保健体育課長	公開議題
荒瀬健康づくり推進室長	公開議題
小仲社会教育課長	公開議題
恩田人権同和教育課長	公開議題
野口文化財課長	公開議題
松本世界遺産室長	公開議題
丹羽野古代文化センター長	公開議題
高橋福利課長	公開議題
坂根教育センター教育企画部長	公開議題
- 5 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

森本総務課課長代理	全議題
平野総務課人事法令グループリーダー	全議題
加村総務課主任	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

山本委員長：開会宣言 13時30分

公 開	請願事項	1 件
	議決事項	0 件
	承認事項	2 件
	協議事項	0 件
	報告事項	12件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	4 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	0 件
	その他事項	0 件
署名委員	土田委員	

(請願事項)

第2号 コンプライアンスをもとにした学校教育を求める請願について(総務課)

○高宮総務課長 請願第2号コンプライアンスをもとにした学校教育を求める請願についてお諮りする。

資料1の1をご覧ください。請願件名はコンプライアンスをもとにした学校教育を求める請願ということで、請願者は宮城県高等学校・障害児学校教職員組合石巻支援学校分会長の戸田慎一さんである。

請願の趣旨、要旨について、1の3の一番最後の部分の「第4最後に」という箇所をご覧ください。要旨としては、教職員に超過勤務が発生しており、これは早急に解決すべき問題である。その上で、労働基準法第108条及び109条等の法令を遵守することによってこの問題は解決するので、それに則した制度を教育委員会にお願いしたい、というものである。なお、労働基準法第108条というのは、賃金台帳の整備を事業主に義務づけるもの、あるいは賃金台帳の計算の基礎となるような資料の整理を事業主に求めるものである。また、109条というのは、労働者の名簿、賃金台帳などを3年間保存することを義務づけるもので、賃金台帳及びその算定の基礎となる資料の整備、保存を義務づけた条項である。

次に、請願を受理するか否かということについてであるが、教育委員会規則等に基づいてご説明申し上げます。

1の5をご覧くださいと、関係法令を抜粋している。請願権については4月の教育委員会会議でもご説明したが、憲法及び請願法に基づいて保障された権利である。その上で、県の教育委員会会議規則の30条をご覧ください。請願書については、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所氏名、連絡先、押印があるということを経済条件としている。

請願に関する事項について、1の4をご覧ください。請願の取り扱いについて、ということで、教育委員会で議決されているものである。1の請願書の受理の箇所をご覧ください。請願書が提出された場合、請願書が規則第30条に規定する要件、すなわち住所、連絡先、捺印といった条件を満たし、かつその内容が県教育委員会の所管事項である場合に限り、教育庁総務課において受理する、ということになっている。

今回の内容についての詳細は後ほどご説明するが、県外の方からの申し出ではあるものの、県立学校教職員の超過勤務対策等であるため、県教委の所管事項であり、規則に基づく受理ということになるかと思う。その上で請願の内容の詳細についてご説明申し上げます。

1の2ページをご覧くださいと、第2のところに、請願内容が記載されている。まず1点目は、県立学校で労働基準法第108条及び109条の所定の書類等、すなわち賃金台帳であるとか、その計算の基礎となるような書類といったものを整理、調査し、整備して保存するというのである。

そして、資料4行目に記載があるように、それに基づいて学校経営を行うよう指導監督することである。具体的な点としては、(1)の①の部分だが、各学校にタイムレコーダーやICカードを導入する。また、(2)の部分では、各学校長に対して適切な学校運営をするように指導する、といったことを求められている。1の3ページ(3)の部分だが、そのような措置を講じた上で超過勤務が発生した場合には、勤務時間の割り振りによる解消、それから長期休業を利用した解消を行うこと。また、③の部分だが、こういった法令を遵守して学校経営ができない管理職については、厳正なる行政処分、すなわち懲戒処分を課すことを求める、という内容になっている。加えて、(4)の部分では、部活については、高校では週1回は休むということ、あるいは、(5)の部分では、土曜日の補習の実態を調査し、適切な対応をとることも挙げられている。

次に大きな2番目だが、給与関係の条例について下記の内容を追加すること、ということで幾つか例示されている。(2)では、例として5条、すなわちそういった給与の特例に関する条例に反した所属長には罰金を科するような規定を設けてはどうかということが請願内容として上が

っている。

大きな3番目としては、労基法に違反した状態であるかどうかといったものの確認と対策を求めること。

4番目として、コンプライアンス精神に基づいたモデル校の選定といったことが請願の内容とされている。

事務局としての意見であるが、請願内容のうち、1の3ページ、(3)の③、これについては法令を遵守して学校運営ができないような管理職については、厳正なる行政処分、すなわち懲戒処分を求めることとされている。また、先ほどご説明した大きな2番の(2)の第6条に、5条に反した所属長、すなわち関係法令や給特条例などに反した所属長には罰金10万円を科するという請願内容も具体的に挙げられている。これらについては、人事に関する管理運営事項に該当するものではないかという意見を申し添えさせていただく。

○山本委員長 総務課長からそれぞれの内容について説明があったが、人事に関する管理運営事項が含まれているという説明もあった。

本請願については人事に関する管理運営事項を含む案件ということで、後ほど非公開会議において審議を行う方が適当ではないかと思う。

そこでお諮りするが、この事項を非公開にすることに賛成の委員の挙手をお願いしたい。

[全委員挙手]

○山本委員長 では、皆さん同じご意見のようであるので、この請願については後ほど非公開会議にて論議させていただく。

――非公開での審議を決定

(承認事項)

第2号 職員の給料の臨時特例に関する条例案についてについて(総務課)

第3号 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について(総務課)

○高宮総務課長 報告第2号職員の給料の臨時特例に関する条例案について及び知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案についてお諮りする。

これは、職員の給料の臨時特例に関する条例案を知事が議会に提出するにあたり、教育長が臨時代理を行ったので、そのことに関する報告とご承認を求める案件である。

職員の給料の臨時特例に関する条例案については、知事が6月3日に開会した定例の6月県議会に上程しているところである。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第29条では、知事が教育に関する議案を作成する場合には、教育委員会の意見を聞くこととされている。この手続というものは当然、条例案であるため議会に議案が上程される前に行う必要があるが、この案件については職員団体と丁寧ぎりぎりまで、できる限り協議を尽くしていくことが必要な案件であった。そうした関係で、前回の教育委員会にはお諮りすることができなかった。

そうした中で、教育長に対する事務の委任等に関する規則というものがあり、第2条で議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ることについては、教育長に対して委任がされている。その上で、この規則の第3条において、緊急やむを得ない事情により教育委員会会議に付すことができない場合には、教育長が臨時で代理をすることが認められている。なお、教育長がそのような関係で緊急に臨時代理を行った場合には、次の教育委員会にその内容を報告し、教育委員の皆様のご承認を得るということが必要とされている。この規定に基づいて、臨時代理のご報告とその承認をお願いをするものである。

提案理由については、これは条例の提案理由ということになるわけだが、このたび、国と地方が一体となって防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、長引く景気の低迷を受けて、一層の地域経済の活性化を図るなど、地域の課題に迅速かつ的確に対応するため、国の方では速やか

に国家公務員の給与の減額措置を行っている。国家公務員について平成24年度から給与の特例的な減額が行われているが、地方公共団体においても国の減額措置に準じて必要な措置を講じるよう、本年に入って国の方から要請が行われたところである。その後、地方六団体等と国との間で一定のやりとりが行われたが、こうしたことを踏まえ、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの9カ月間、一般職の職員の給料の減額を行う必要があるとして、6月3日に議案が提出されたものである。

議案の内容については、文章で3の1から3の2のところに記載しているが、3の3の表にわかりやすい形で整理させていただいているので、そちらをご覧ください。

まず、特例減額の対象について、一般職の教職員ということで、職員の給料表、教育職の場合は1級から4級までであるが、この給料表が適用されている方が対象になる。逆を言うと、給料表が適用されていない、例えば非常勤講師などは対象外である。一方で、教育職場に特有のものとして、1年間の期限をつけて任用されている期限付き任用の教職員の方がいらっしゃる。この方については、期限は付いているが給料表の1級が適用されているため、教育職の給料表適用ということで、常勤講師については対象とさせていただくという条例案になっている。

その上で給与減額措置の内容であるが、教育職については、管理職手当の支給対象となる職員、すなわち校長先生や教頭先生といった職種の方々については8%の減額である。

②のところだが、非管理職で、期末手当の役職加算対象である教職員ということ。これは期末手当の中に役職加算という制度があり、その率が何%であるかということは幾つかの階層に分かれている。この中で、役職加算割合が10%以上の教職員の方ということになっている。具体的には、教育職であれば、経験年数が大学4年卒の場合、26年以上ということであるので、例えば大学を出てすぐに県の教職員に採用された方であれば48歳ぐらい、若干講師経験などがあつたりすると経験年数のところで調整がかかるので、おおむね50歳前後ぐらいの方が該当することになると思うが、こうした教職員の皆様につきましては給料月額6%の減額である。

それから、イ)のところ、役職加算割合が5%の教職員の方、これは教育職の場合、経験年数が8年以上26年未満ということで、同じような考え方でいくとおおむね30歳から50歳までぐらいの方が給料月額5%、また、それより若い方が3%ということになっている。

なお、そのほかにも、教育職以外の職種で技能労務職ということで、学校で校務技術員などとして勤務していらっしゃる方がいる。この方々について、一定年齢を下回った方は本年4月1日をもって、技能労務職という職から行政職に転職をお願いしたという経緯がある。この転職に当たって技能労務職の方の給料表から行政職への給料表に切りかえを行ったが、多くの方の給料が給料表の切りかえに伴って既に減額になっているという実態がある。こうした実態を踏まえ、激変緩和措置というか、トータルとしての配慮を行う必要があるだろうということで、4月1日に技能労務職から行政職に転職された職員の方については、転職に伴う給料月額の変動に応じて減額幅を緩和することとした。すなわち、給料表の切りかえと今回の減額とで、合わせて5%を超えないように調整するということとしている。

ただ今、基本的に教育職ということでご説明をさせていただいたが、行政職の場合、管理職のところは、管理職手当の部分が1種または2種、これはいわゆる本庁次長級以上のものということになるが、これらの職員は10%減額である。すなわち行政職の場合は、管理職でもより重い減額幅のものが多くということである。また、管理職手当が3種以下の者、これは課長級の職員であるが、これは教育職の管理職の方々と同じ8%減額である。

給料月額6%減額に相当するところは、行政職ではグループリーダー、あるいは企画員というクラスである。また、給料月額5%に相当するところは主任クラスである。それから、給料月額3%というところは、主任主事あるいは主事といった若い方、ということになっている。

勤勉手当の適用要件が非常に複雑であるため、医療職や公安職など県教委では該当のない職種も含めトータルで記載しているが、参考までに資料下部にそれぞれの職種ごとの一覧表を載せている。表のうち、網かけの部分は給料表の何級という格付ではなく、同じ経験年数、同じ給料表の中でも経験年数の差によって5%、10%加算なしという条件が分かれているところである。

いずれにしても、こういう格好で現在知事の方から、教育委員会に勤務する職員も含めて条例案が提案され、議会で審議が行われ、明日の定例県議会の最終日において、条例案の賛否について採決が行われる予定となっている。

続いて、承認第3号についてご説明をさせていただく。資料は4の1をご覧ください。

先ほど一般職の給料の減額についての条例案を知事の方から提出しているのご説明したが、一般職の給料を減額することに伴い、知事等の特別職の給与についても同様に減額率をアップするという条例案を知事が現在の議会に提出している。これについても一般職の給与の減額と連動する議案であり、前回の教育委員会にお諮りすることができなかつたので、教育長が規則の第3条に基づいて臨時代理をし、議案が提出されている。この臨時代理についてご報告をするとともに、承認をお願いするものである。

減額の割合については、知事が100分の20から100分の25に、副知事が100分の15から100分の20に、教育長が100分の13から100分の18にということで、いずれも5%減額率を上げるというものである。

○山本委員長 減額の結果、削減された額というのは、やはり地域の経済の活性化に対して使わなくてはならない、というルールか何かあるか。

○高宮総務課長 減額によって得られるのは一般財源であるため、それに対し、基本的には例えば国などからルールというか使途の縛りがあるわけではない。ただ、そもそも国が減額を要請してきた背景の中には、やはり東日本大震災を契機とする防災・減災対策の一層の推進や、現在アベノミクスということで経済の活性化策がとられているが、景気が本格的に回復への軌道にきちんと乗るために引き続き下支えをしていかなければならない、ということがある。国においても、あるいは特に地方においてはなかなか景気の回復が実感できにくい状況にあるわけだが、そうした景気回復などに資するような地域活性化策に用いるという趣旨で国から協力の要請があり、また、県としても防災・減災対策の加速や、あるいは地域経済の活性化対策に用いるという趣旨で職員団体にもお願いし、説明している。そうした方針に基づきながら、現在、財政当局の方で予算の編成に向けた作業が行われているというふうに承知している。

――承認第2号 原案のとおり承認

――承認第3号 原案のとおり承認

(報告事項)

第14号 島根県立美術館協議会委員の委嘱について(総務課)

○高宮総務課長 報告第14号 島根県立美術館協議会委員の委嘱についてご報告する。

宍道湖大橋の南側に建っている島根県立美術館、この運営については、現在、県の環境生活部に委任しているが、この県立美術館協議会委員の選任については教育委員会に対応する必要がある。今回、任期が満了したことに伴い、向こう2年間の委員の選任を行ったので、ご報告させていただくというものである。

そもそも美術館協議会というものについて、5の1の中ほどより下にゴシックで博物館法と記載しているが、この20条に公立博物館に、博物館協議会を置くことができるとある。そして、その下の2行目のところだが、博物館協議会は、博物館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べる機関とするということである。

それから、その下に記載している島根県立美術館条例であるが、ここではこの博物館法を受けて、美術館に島根県立美術館協議会を置くということを定めている。委員の定数は15人以内、委員の任期は2年ということになっている。こうした法律に基づく条例の規定により、これまでも任期2年で美術館の運営について館長が意見を聞いたり、幅広い提言を行う措置として、美術館協議会というものが活動してきたところである。

選任された方々については、5の2と5の3をご覧いただきたい。選任の考え方としては、5の3に記載しているように、博物館法で求める要件、すなわち学校教育や社会教育に関係する方、あるいは家庭教育の向上というような活動をなさっている方、学識経験のある方、あるいは幅広く県民を代表した意見を聞ける方、女性の意見を反映できる方、このような観点から選任を行っている。なお、委員の選任は教育委員会で行う必要があるが、美術館の管理運営自体は環境生活部に任せているということもあり、委員の選任に当たっては、県立美術館で適当と思う方々の推薦を受け、その推薦に基づいて教育委員会として選任をしたものである。

詳細は資料の5の3及び5の4をご覧いただきたいが、5の2の名簿にあるように、島大教育学部の講師の有田洋子さんを初め13名の方々に、6月1日から再来年の5月末までの2年間の協議会委員をお願いすることとしたものである。

○岡部委員 新任、再任ということだが、何か再任の規制要件のようなものはあるか。

○高宮総務課長 特には聞いていないが、その時々で状況で再任をお願いする場合と、それから一定程度の入れかえを図っていく場合とがあると思う。例えば学校現場の校長先生という方々になると、当然、退職ということも出てくるので、そういったことに伴って一定の異動はあるというふうに承知している。

○仲佐委員 委員の定数は15名以内となっているが、今回は13名である。前期は何名いらっしやったのか。

○高宮総務課長 前期も13名であった。

○山本委員長 不見識で申し訳ないが、県立美術館の今の館長はどなたか。

○高宮総務課長 長谷川館長である。

○山本委員長 前の方はもうかわられたのか。長谷川館長は2代目ということか。

○高宮総務課長 副島館長は初代館長である。

――原案のとおり了承

第15号 平成26年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の出願状況及び第1次試験の選考基準について（義務教育課・高校教育課）

○矢野義務教育課長 報告第15号平成26年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の出願状況及び第1次試験の選考基準についてご報告する。

今年度の採用試験は5月7日に要項を発表し、5月29日に出願を締め切ったところである。

全体の数は1,214であり、昨年から約7%ほど減少した。校種別の出願状況を一覧表にしているが、全体の実数としては91人の減となっており、多いところが小学校の41人、それから高等学校の50人の減が特に目立っている。小学校と高等学校がなぜ多くなったのかということは、分析不足でまだわからないが、倍率もそうした関係で、8.1倍が7.2倍となっている。

近県を見ても、昨年度の状況でも、やはり島根県が中国5県の中で一番高い倍率を示している。若干下がってはいるが、やはり出願される方が採用予定者に対して非常に多い状況にはあるというふうに認識している。

2番のところであるが、24年度から新設した中学校の数学、理科免許を有する小学校教諭の募集枠についてである。これは小学校で理科、数学の専門のある方が少ないという状況からこういった枠を設けたわけであるが、今年度は若干少なくなり、28名である。これは小学校出願者の全体の9%である。

次に3番目の特別支援教育担当についてである。中学校の教員で特別支援教育の専門性を持つ者がなかなか確保できないということから23年度に新設した枠であるが、こちらの方は、昨年度よりも多少増えまして12名の出願があった。

それから、1次試験が免除となるものであるが、区分Vというのは地域限定の採用枠である。

これに出願した現職教諭、つまり今現在働いていらっしゃる方が19名あり、これらの方は従来と同じように1次試験の免除を行っている。

それから今年度新たに設けた、昨年度の2次試験の結果が良好であった者に対しての1次免除が19名である。対象は30名弱ということであったので、約7割程度の方に今回この枠で応募していただいたところである。

それから5番目、講師や教諭の経験者を対象とした募集枠、通称シニア枠と申しているが、こちらの方は若干増えて61名の出願があった。このシニア枠については、1次試験のうち一般教養、教職教養、それから面接を免除している。

6番目は、石見・隠岐地域の限定採用である。これも平成11年から実施しているが、今回、小学校が83名と若干少なくなっている。中学校も76名で、こちらの方も若干少なくなっている。なお、新規で高等学校教諭の隠岐地域募集枠を設けた。今年度16名の出願があった。

2ページ目の1次試験の選考の基準等をご覧いただきたい。1番目の試験項目ごとの配点であるが、資料記載のような形で実施していきたいと思う。一般教養、教職教養と面接は全受験者共通で受験していただくことになる。専門的知識や教養等を問う試験については、特別支援学校と中学校の特別支援担当、こちらを受験する方には教科の専門以外に特別支援教育の専門を受けていただく。また、高等学校の物理、化学、生物の受験者については、一般理科と、もう一つ別にそれぞれ物理、化学、生物の専門試験を受けていただくという形になっている。

面接試験の評価項目と主な着眼点は、資料記載のとおりである。面接試験の評価項目と主な着眼点については受験票を送付する際に受験者に対して通知しており、こういった点で評価するというのを伝えている。

選考に当たって考慮する事項について、1つ目はいろいろな分野で特にすぐれた実績、資格等を有する者、簡単に言うと、全国レベルで入賞というようなことであるが、今回出願された方々の願書を見たが、これに該当する方は残念ながらいらっしゃらなかった。

2つ目からは、それぞれお持ちの資格に対して考慮するという事で、司書教諭の講習修了者、あるいは中学校の複数教科の免許の所有者等々をあげている。これも要項でうたっており、受験者は既に知っているところである。

6の3をご覧いただきたい。今後の日程について参考に挙げさせていただいている。1次試験はもうあと半月ちょっとというところだが、7月13、14、15日に1次試験を実施する。13日は一般教養等の筆記試験を行い、14、15日にくにびきメッセで面接試験を行う。結果通知は8月6日を予定している。

この1次試験で不合格となった者のうち、情報提供を希望した者について、(3)番にあげているような各試験結果の段階をお知らせしている。一般教職教養試験、専門、面接試験を段階表に応じたA、B、Cの3段階でお知らせしているところである。

6の4は2次試験の予定についてであり、8月の最終週に小論文等を実施することとしている。最終的な試験結果の通知は9月27日を予定している。

○土田委員 先ほどの説明で、小学校と高等学校の倍率は25年に比べて大幅に下がったということだが、その前年、前々年ぐらいから比較するとどうか。昨年からは倍率も下がってきているが、24年度対比、23年度対比で見た場合はどのような状況か。

○矢野義務教育課長 申し訳ないが、今、資料を持ち合わせていない。

○土田委員 小学校の先生になる資格として、1人の先生で、例えば音楽であればピアノが弾けないといけない、体育であれば体操や水泳もやらないといけない、といったいろんな制約がここ一、二年の間に出てきた。そういったことが影響して倍率が落ちてきているのか、あるいは、先ほどの総務課長の説明にあったように、経済が若干上向いてきつつあるということ、他の方向に就職希望者が増えて教員になる方が減ってきたのか。そういった総体的な傾向はどうかということである。

○矢野義務教育課長 景気の動向もやはり多少は影響があると思う。それからもう一つは、県の採用状況がある。先ほども申し上げたが、中国5県では、例えば岡山や広島などは5倍強の倍率

であり、大阪など都会の方だと、さらに小学校だけで何百人という採用がある。そういったところへ向かわれたということも考えられると思っている。

○土田委員 島根県の場合は競争倍率が高くて難しいということが過去からの定説だったので、落ちたというよりは適正な方向に向かっているというような見方もあるのではないかと思う。その点について数字が出ているようなので教えていただきたい。

○片寄高校教育課長 小学校について、資料の表には25年度353名という数字しか記載がないが、平成24年度は388名、平成23年度は397名の出願があった。同じように高等学校については、平成24年度の出願者は344名、平成23年度の出願者は339名である。したがって高等学校についてはこの4年間では平成25年度がやや出願者は多い。小学校については、年次的にやや減少傾向にあるというような特徴がある。

○岡部委員 試験結果の情報提供、開示というのは、もうかなり長くやっていらっしゃるのか。この情報提供というのは再チャレンジする人にとっては非常に有益で、再チャレンジへの道を開く一つの情報になり得ると思うが、いつからこのような制度を導入していらっしゃるのか。

また、これはなかなか数字的には出しにくいかもしれないが、どれぐらい再チャレンジの方がいらっしゃるのか、わかれば教えていただきたい。

○矢野義務教育課長 何年度から、という資料は今手元にはないが、かなり前から実施している。お知らせする方法などは少しずつ変えてきているが、かなり前からやっている。やはり98%、99%の方が開示を希望される状況である。

また、再チャレンジの方の割合ということだが、去年受験されたかどうかということまでのデータ集積はしていない。ただ、いわゆる大学卒、新卒の方は大体平均すると18から20%弱ぐらいで、残りの方は過卒になっている。過卒で初めて受験される方もあるかもしれないが、そのぐらいの割合で大体受けていらっしゃる。

○土田委員 6の1の5番に記載されている講師について、講師として採用されている方が受験できる回数や年数に制限はあるのか。例えば22歳で受験して、例えばそこから5年間とか7年間とか、そういった制限はあるのか。

○矢野義務教育課長 講師かどうかに限らずチャレンジの制限はなく、一般枠が44歳まで受験できるので、そこまでは可能である。また、先ほどご説明したシニア枠というのは、勤務経験が5年以上の者を対象としている。勤務経験は非常勤でも常勤でも構わず、島根県でも他県でも結構である。そういった方は、このシニア枠では39歳から54歳まで応募できるので、教職につかれた経験が5年以上あれば物理的には22歳から54歳までは受験できるということである。特に回数の制限等は設けていない。

○仲佐委員 小学校で英語が授業に採用されることになったが、小学校の教員を採用するにあたって、英語を専門的に教える方も枠に入っているのか。それとも授業は兼務でやっていただくのか、といったところはどのようにお考えか。英語となるとやはり専門の先生が指導された方が子どもにとってはメリットがあると思う。専門は他の教科だが、英語も勉強して、兼務で授業であたるということになると、素人考えだが、授業を受ける子どもさんとしてはやはり違ってくるのではと思う。専門の先生に教えてもらうか、兼務の先生に教えてもらうか、という点はどのようにお考えか。

○矢野義務教育課長 小学校教諭で英語の免許状をどのぐらい持っているかという資料は今持っていないが、小学校でやっているのはいわゆる英語の教科ではない。外国語活動ということで外国の文化に親しむといった活動が中心になっており、そうした活動は研修でも実施している。また、今までも在籍しているが地域のALTが中学校等にいたので、ALTに来てもらって一緒に活動するなど、外部講師を活用した取り組みなどもそれぞれの小学校で行っている。

小学校教諭採用にあたっての英語の専門性は今のところは考えてはいない。

○仲佐委員 各学校に教育委員会がALTを配置していると思うが、現在は1の方が何校も持ち回る、という状況である。1週間に1時間か2時間しか受けられないというような現状ではないかと思うので、もう少しALTの方の数も多い方がいいのでは、と感じるがいかがか。

○矢野義務教育課長 外国語活動そのものが1週間に1時間ということであり、小さな学校では複数の学年で一緒に活動するというようなところもある。なお、そういった活動を続ける中で教員の方もスキルアップしており、独自の教材をつくったりというような取り組みもやっている。小学校での外国語活動をどう進めていくか、教員も関心を持ってやっており、それぞれ資質向上に努めている。

○山本委員長 第1次試験というのは、中国5県では同一日なのか。

○矢野義務教育課長 全くばらばらであり、ほとんど重なっていない。先ほど申し上げたが、やはり他県では競争の倍率が下がってきており、受験者確保に非常に一生懸命になっておられる。岡山県はわざわざ米子で試験を実施するなど、そういったことまで取り組んでおられる。むしろ他県と試験日を重ねないようにして、受験者を確保しているということがあるのではないかと思います。その中で島根県もこうしてたくさん受けていただいて大変ありがたいと思う。

○山本委員長 例年、受験して1次試験は合格したが他県に流れるというか、島根県に入っていないという例はあるか。

○矢野義務教育課長 辞退者は毎年やはり1人程度はある。2次試験の受験辞退は平均すると10人くらいで、採用後の辞退は平均すると4人くらいである。5人の年が1回ほどあったと思うが、あとは167人採用する中で、やはり1人とか、そのぐらいの割合ではある。名簿登載された後で辞退ということは非常に少ない状況であるが、1次試験が終わり、2次試験で辞退されるということは、やはり何人かはある。

――原案のとおり了承

第16号 平成26年度島根県市町村立小・中学校校長・教頭採用・昇任候補者選考試験について（義務教育課）

○矢野義務教育課長 報告第16号平成26年度島根県市町村立小・中学校校長・教頭採用・昇任候補者選考試験についてご報告する。

試験の期日であるが、1次試験を8月20日、2次試験を10月下旬に計画している。会場については、1次試験はそれぞれの各教育事務所で実施する。2次試験は面接試験であり、松江と浜田の2会場で、数日かけて行うこととしている。

試験内容であるが、1次試験では、校長、教頭とも客観テストと論文記述を実施する。客観テストは、校長の方は5問程度の小問で、それに対する考え方などを尋ねるものである。教頭の客観テストは、いわゆる普通の試験のように30～40問あり、穴埋めや単文で答えるといったテストである。また、教頭の方は各教育事務所で面接試験もあわせて実施している。2次試験は、それぞれ面接ということで計画している。

受験資格であるが、校長については基本的には教頭と、それから資料にイ、ウ、エと記載している、それに準ずる職の者が対象であり、45歳以上で教頭の経験が3年以上ある者に受験資格がある。教頭については、教職員として5年以上の勤務経験を有する者で、職種については7の2に記載しているが、市町村立学校の場合は教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、県立学校の場合は教諭、養護教諭、栄養教諭が受験できる。県立学校の教諭、養護教諭、栄養教諭については、もともと市町村小・中学校籍の教員で、人事交流で行ってもらっていること、40歳以上であること等の条件がある。

参考として、今年度末の退職予定者を資料にあげている。小学校は校長が26人、教頭が13人ということで例年より少なくなっているが、もう2年ほどすると、これが70人程度に膨れ上がる。それを見越した昇任をしていかなければいけないと考えている。

その他、倍率等、近年の状況を一覧表で載せている。

○仲佐委員 願書の用紙を見せていただいたが、願書に学校管理や教育に関する論文というか、

文章を書くようになってきている。書くところがとても多いが、その願書での選考がまずなされるのか。それとも、願書を出された方については、すべて1次試験を実施されるのか。
○矢野義務教育課長 受験資格さえクリアしていれば受験していただいている。願書に書いていただいた内容は、面接のときにそれぞれお聞きすることになる。

――原案のとおり了承

第17号 平成25年度いじめ等対応アドバイザー配置事業の開始について（義務教育課）

○矢野義務教育課長 報告第17号平成25年度いじめ等対応アドバイザー配置事業の開始についてご報告する。

報道等もなされたが、先般アドバイザーの方に委嘱を行った。このいじめ等対応アドバイザーの配置については、いじめ問題への対応ということで、その一つの解決支援策としてこれまでもお話ししていたところである。

目的は資料にあげているが、いじめ等、生徒指導上の問題が深刻化し、学校や市町村教育委員会等で対応が困難な場合に、専門的な立場から意見、助言をしていただくというものである。

アドバイザーの職務としては、客観的、専門的立場から調査、整理・調整、解決策の提案等の支援を行っていただく、ということである。

今回、資料に記載している6名の方をお願いすることとし、先般6月18日に教育長から委嘱状を交付したところである。その後、連絡協議会を行い、県の現状やそれぞれアドバイザーの方々のこれまでのご経験等について、いろいろと意見交換をさせていただいたところである。

事業の実施期間は、6月1日から今年度末までである。

アドバイザー派遣の手續であるが、基本的に県立学校または市町村教育委員会からの申請に基づき、保護者等関係者の了解を得た上で派遣するというようにしている。実際に派遣するアドバイザーはケースに応じて、どの方に行っていただくかということは判断するわけであるが、派遣したアドバイザーに聞き取り等を行っていただいたり、あるいは解決策の提案をいただいたりして活動いただくこととしている。

8の2に、全体の配置事業の概略を示した図を掲載しているので、ご覧いただきたい。

○岡部委員 非常に表に出にくい相談内容ということもあろうかと思うが、せっかくこういう事業がスタートしたので、周知徹底も兼ねて今後いろんな形でこのアドバイザー事業についての情報発信も、ぜひとも心がけていただきたいということが1点である。

また、アドバイザーの方は何か全体の会議の中で話をされ、全体として解決していかれるようなイメージを最初は持っていたが、実際は個々の対応ということになっている。個々の得意分野というのは資料にあるように当然了解できるが、全体でまた集まって会を持たれて討議なり、アドバイスをしていく、対応していく可能性はあるのか。

○矢野義務教育課長 これは、それぞれのケースによっていろいろな対応が求められると思う。基本的には、先ほど申したように派遣して対応していただくということであるが、その方の判断で他の専門の方の意見も聞きながらということであれば、当然皆さんに集まっていただき、意見交換していただくということも対応していかなければいけないと思っている。

○岡部委員 その辺りの横の連携もぜひとも大切に、取り組んでいっていただきたいと思う。

○原委員 いじめ等対応アドバイザーということで、このたびはいじめの問題がとても顕在化したのでこういう事業になったというような気がするが、実は私はこの「等」という部分の問題をもう何年も前から感じている。いじめのことは少し置いておくと、今実際に学校にいと、かつあげや暴力行為といったものは学校の先生や保護者だけではどうしても対応しきれない。警察に相談したほうがいいのではないか、ということが数々あり、PTAとしてもどうしたらいいものかと本当に困っていることがあった。警察OBの方が入っていらっしゃるということで、こうい

う相談をしたいということはたくさん出てくるのではないかという気がしている。

また、高校生についてはデートDVでも驚くようなことを聞くことがある。不登校や引きこもりの問題もあり、精神科の先生に入ってもらわないと、普通のカウンセリングを受けたぐらいでは本当に到底解決し切れないということもあった。

モンスターペアレンツという言葉があるが、ここまで言われるかというような保護者の要望も教員が聞いていたりしている。益田でも中には弁護士へ相談に行かれたり、弁護士から学校の方に申し入れがあったりというようなことも聞いている。いじめだけでなく、学校内での数々の問題は学校だけでは対処できないものも本当に多いので、こういったアドバイザーの方というのがぜひ活用されることを願っている。都会の方では、第三者委員会という形で持っているという話も聞いていたので、ぜひ有効に使われるようにと願っている。

○矢野義務教育課長 資料2ページをご覧くださいと、名称は「いじめ等対応アドバイザー」としているが、先ほどお話があったように、基本的にはもう一つ、学校現場での解決困難な問題全般に対して支援していくということもあるので、いろいろご相談いただければと思う。

ただ、警察に相談した方がいいということがはっきりしているものであれば、最初から警察に行かれた方がむしろ早いということはあると思う。そのあたりは学校と十分相談され、小・中学校の場合は市町村教育委員会が中心となるが、適切な対応を取っていただくのが一番よろしいと思っている。その上で、なかなか次の一手がわからないというような場合に、こういったアドバイザー派遣をご利用いただきたいと思っている。

――原案のとおり了承

第18号 平成25年度国体選手競技力レベルアップ月間について（保健体育課）

○野津保健体育課長 報告第18号平成25年度国体選手競技力レベルアップ月間についてご報告する。

今年の国体は東京で行われる。9月28日から10月8日までが本大会であり、これに先立って水泳とボート等、公開競技のビーチバレーについては会期前の9月11日から15日に同じく東京で開かれるところである。

中国予選は既に終わったものもあるが、多くは8月に中国ブロック予選が行われる。この予選や本大会に出場する選手等の一層の強化を図るということで、毎年7月を競技力レベルアップ月間として、集中的な強化の取り組みを行っている。さらに地域の方や県教委、県体協で応援に出かけ、激励するということをあわせて行っているところである。

今年の計画については、資料9の2ページをご覧ください。7月はそれぞれの競技で公開練習や強化試合を行う。これに地域の方や県教委等が出かけて、激励するということである。教育委員の皆様にもぜひ多数お出かけいただき、激励のほどよろしくお願ひしたい。

○仲佐委員 すべての競技に激励に行かれるのか。行かれない競技もあるのか。

○野津保健体育課長 県教委と県体協とで手分けをして、何らかの形で全競技を訪問することとしている。

――原案のとおり了承

第19号 島根県立図書館協議会委員の委嘱について（社会教育課）

○小仲社会教育課長 報告第19号島根県立図書館協議会委員の委嘱についてご報告する。

このたび、任期満了に伴う委員の委嘱を行った。資料下部の参考の箇所をご覧くださいと、第

14条に公立図書館に図書館協議会を置くことができるという趣旨になっており、第16条で設置する地方公共団体の条例で定めなければならないとなっている。委員の任命の基準や、定数及び任期、その他については条例で定めることになっている。それを受け、島根県立図書館条例の第4条で、島根県立図書館協議会を置くとしている。また、第5条で、協議会の委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者及び学識経験のある者のうちから教育委員会が任命するとしており、定数は10名以内、任期は2年とするとなっている。

このたび任期満了ということで、10の2ページに委員をそれぞれ分野別に記載させていただいている。新規、継続の別を記載しているが、継続についても基本的には区分や役職名があり、例えば2番目の島根県立学校図書館協議会には、その協議会に推薦を依頼し、推薦があった方々を委嘱させていただいたところである。

今回は家庭教育関係の方を公募をさせていただき、その結果1名の方の応募があった。そこで審査をし、適任ということであったので、この日高豊美さんを公募委員として委嘱させていただいた。この方は、特に読書ボランティアを長くやっていたので、そういったところから意見がいただけるということである。

男女比は、男性、女性が半数ずつ、また地域バランス等々を考慮して委嘱させていただいたところである。任期は平成25年6月17日から平成27年6月16日までとなっている。

○山本委員長 この協議会では大体、何回ぐらい会議を行うのか。

○小仲社会教育課長 通常は年2回程度行っているが、今年度は図書館振興計画の5カ年計画の改正の時期でもあるため、3回の開催を予定している。

――原案のとおり了承

第11号 「津和野町津和野伝統的建造物群保存地区」の重要伝統的建造物群保存地区選定の答申について（文化財課）

○野口文化財課長 報告第11号「津和野町津和野伝統的建造物群保存地区」の重要伝統的建造物群保存地区選定の答申についてご報告する。

前回の委員会で説明が不十分であったので、改めてご説明させていただく。

まず、伝統的建造物群保存地区というものについてだが、これは文化財保護法第143条に規定しており、建造物及びこれらと一体をなして価値を形成している環境を保全するための都市計画区域、あるいはそれ以外の地域に市町村が定める区域となっている。そうした中で、これらの保存地区の中から、国がさらに我が国にとって価値の高いものを市町村の申し出に基づき、重要伝統的建造物の保存地区として選定するといった仕組みになっている。

津和野町の選定が答申されるまでの経緯であるが、平成20年から22年にかけてまず町が保存のための調査を行われ、それから24年6月に条例を制定されている。この条例では、保存審議会を置き、保存地区や保存計画といった規制等の内容を決定していく、ということが定められている。こうした条例を設けた後、国の指導等も仰ぎながら審議会を設置され、実際の保存地区や保存計画を審議されている。また、各地区での説明会等を10回程度行っておられ、そうした流れの中で、意見の公述会、あるいは都市計画法に基づく保存地区の公告縦覧といったような手続を経て、25年2月に保存地区を決定されているところである。

そして、伝統的建造物群保存地区ということも決定されたため、町の方で25年3月に県を経由して重要伝統的建造物群保存地区の選定の申し出をされ、25年5月17日に選定の答申がなされたということである。

津和野町では町全体の基本構想、基本計画を策定され、文化財の保護、活用を図っていくという基本的な考え方のもとに進めておられる。前回の会議でご指摘のあった永明寺とマリア記念堂については、永明寺は既に県指定の有形文化財（建造物）に指定してあるが、さらに近隣の墓地

等ともあわせて国の史跡指定を目指す、また、マリア記念堂については国の登録有形文化財の登録を目指していく。今回の重伝建については、どちらかというとな面的なものであるが、そういったそれぞれの文化財については、それぞれに適した手法によっていずれも保存、活用を図っていかれるということである。

○土田委員 前回、私の方からもう少し詳しく説明をということで要望したが、先ほどの説明で十分わかった。

――原案のとおり了承

第20号 文化財の指定等の答申について（文化財課）

○野口文化財課長 報告第20号文化財の指定等の答申についてご報告する。

今回の答申は、史跡松江城の追加指定と、登録記念物、これは庭園であるが、この登録の4件についてである。

まず、松江城であるが、昭和9年に国の史跡に指定されて以来、2回追加指定となっている。松江市としては、史跡松江城及びその周辺環境を将来にわたって良好な形で保護するために、地元住民を対象とした追加指定に関する説明会を開催されている。

今回の追加指定は、この説明会において個人所有地等について了解が得られたものについて指定を行うものである。今回の指定面積は約8,300平方メートルで、指定地域全体で約20万3,000平方メートル、指定されれば松江地域全体の約9割が指定地となるということである。

続いて、登録記念物であるが、今回は登録記念物として4件答申された。いずれも津和野町であるが、津和野町は津和野城跡、また森鷗外、西周の旧宅といったような国の史跡や、それから56件もの建造物の登録有形文化財といった数多くの文化財の指定や登録がなされている。

今回答申があったものは、岡崎氏、財間氏、田中氏、椿氏の各庭園である。12の2ページに、それぞれの概要を記載しているが、これらの庭園はいずれも幕末から明治時代にかけてつくられた町家の庭園である。

場所は先ほどご説明した重伝建の地区内の通りに面したところである。

まず、①の岡崎氏の庭園については、狭隘な帯状の空間を、築山や石に変化を持たせるなどにより広く見せるといったような工夫が施されている特徴がある。

②の財間氏の庭園については、奥座敷から石沿いに庭の外の青野山が見えるが、主庭園の奥部の築山がそちらに延びる中継地点としての役割を果たす、といったようなところに特徴を持っているということである。

③の田中氏庭園については、表通りの用水路から池に引いている池泉式庭園ということに特徴があるということである。

④の椿氏の庭園は、飛び石、灯籠、手水鉢など、多数の多様なものを配置した、いわゆる坪庭様式に共通した意匠・構成が見られ、いずれの庭園も近代津和野における造園文化の発展に寄与した意義が深いということである。

○岡部委員 松江城のその対象範囲が、現在9割であと1割残っているということだが、その1割が大体どのあたりになるのか。また、今後の史跡指定の計画はあるのか。

それから、庭園は登録記念物としての登録をしているということだが、往々にして個人庭園というのは、個人が生活されている中に存在するということもあり、一般公開というのはなかなか難しいところがあるかと思う。しかし、せっかく登録されたので、今後、こういった形で一般公開を推進されていくのかということをお聞きしたい。

○野口文化財課長 まず、松江城の件であるが、資料12の4ページの図面をご覧いただきたいと思う。現在、この松江城内の堀の中がぐるりと大まかに指定されている。先ほど9割とご説明

した残りの未指定部分であるが、この図面でいうと右手の方、つまり塩見縄手の方から入って、稲荷神社の辺り一体が抜けているといったような形である。少し分かりにくいですが、今回、追加指定になったところが赤い部分で、それより若干内側の青い線の真ん中の部分が未指定となっている。

○岡部委員 稲荷神社周辺ということか。

○野口文化財課長 そうである。

○岡部委員 未指定として残った1割部分は、指定ができない理由というのはあるのか。

○野口文化財課長 後半のご質問の今後についてとあわせてのご説明となるが、松江市としては、この一帯全体の公有地化を目指され、先ほど申し上げたように説明会等を開いていながら、地主の方の了解が得られたものから順に指定していくということである。基本的には全体の指定を目指しておられるが、残っている部分というのは、いまだ同意が得られていないということで、今後、順次、そういった所も理解いただけるようお願いされるということである。

庭園については重伝建等の地域でもあり、津和野町としては登録がなされると、修繕等いろいろな規制等がかかってくる反面、個人の方には税制での優遇といったこともある。そうした中で、今回登録されたものについては、重伝地区にあっては地域ぐるみで取り組み、公開していく方向で考えておられるところである。

○岡部委員 常時公開というのは多分無理なことだと思うが、こうして家の奥の方にあると、それこそ家の前は通っていても、このような庭のたたずまいまで知るということは近くに住んでいらっしゃる方でも難しいかと思う。もちろん所有者の方のご協力は必要なわけだが、今回の登録をきっかけに、ぜひとも県でも指導をして公開の機会をできるだけ増やしていく方向に推進していただきたいと思う。

○山本委員長 護国神社の方は入っているか。

○岡部委員 入っているようである。民家などもあつたりして、珍しい。

――原案のとおり了承

第21号 松江城三之丸の発掘調査について（文化財課）

○野口文化財課長 報告第21号松江城三之丸の発掘調査についてご報告する。

先月の委員会でもご報告させていただいたところであるが、その後の状況についてお話しさせていただく。

まず、この発掘調査の成果についてである。松江城の三之丸の遺跡は、これまで県庁の建設工事等によって大部分が消滅していると考えられていたが、このたびの調査によって、部分的ではあるが江戸時代の遺構が残存していることが確認された。築城以降、造成が繰り返されてきたことなど変遷を見ることができたという点から、貴重な資料を得ることができたということである。

先月21日に報告させていただいた以降の具体的な動きを申し上げますと、専門家に現場を見てもらい、できる限りの調査を行うべきであるという専門家等の意見を伺うとともに、県民の皆さんへも一般公開を行い、現場を見ていただいたところである。

今後、さらに専門家の意見を聞きながら対応を進めてまいりたいと思っている。

○山本委員長 これは第1調査区を残さなくてはならない、ということになったために第2調査区へ移っているのか。

○野口文化財課長 第1調査区については石積みの遺構が出てきたが、これについては現状保存ということで既に埋め戻しを行ったところである。

○山本委員長 記録保存などやり方はいろいろとあるが、まだその辺りの方向性については専門家との結論は出ていないのか。

○野口文化財課長 現在、意見を聞いているところである。

○山本委員長 工事との兼ね合いでは、いつまでに結論を出さなくてはならないのか。
○野口文化財課長 その点についても、専門家の意見を聞く流れの中で進めていくということで、まだ具体的なことは決まっていない。

――原案のとおり了承

第22号 「平成の大遷宮 出雲大社展」及び関連事業について（文化財課）

○丹羽野古代文化センター長 報告第22号「平成の大遷宮 出雲大社展」及び関連事業についてご報告する。

去る5月10日に出雲社で本殿遷座祭が行われたが、ちょうどその前後の約1カ月間、4月12日から6月16日まで、古代出雲歴史博物館で平成の大遷宮 出雲大社展を実施した。

内容等についてはご説明しており、また実際にご覧になったと思うので、詳しい説明は省かせていただく。

来館者数は資料記載のとおり7万9,556人と、惜しくも8万人には届かなかったが、非常にたくさんの方にお越しいただけたのではないかと考えている。大遷宮や奉祝事業等、たくさんの方が博物館周辺に来ていただいたおかげでもあるかと思っているところである。

また、関連事業は種々やっているが、主立ったもの2点について資料を載せている。まず、6月2日に「出雲大社と神々のものがたり」ということで、出雲国風土記と関連づけてシンポジウムを行った。主に女性のパネラーの方を中心に、少し新たな視点でのシンポジウムを行わせていただいた。一寸の隙もない満席であり、抽選で来場者の方を選ばせていただいたような状況であった。内容も、今までとは違う観点で大変魅力的であったというアンケートの結果も数多く寄せられ、新しい魅力が風土記という形で提示できたのではないかと考えているところである。

さらに、特別講演会として、オープン直後に名誉館長の上田先生に商工会館でご講演をしていただいたところ、宣伝期間は非常に短かったが、完全満席で500人という方にお越しいただき、素晴らしいお話をお聞かせいただいたところである。

――原案のとおり了承

第23号 神々の国しまね 企画展「石見神楽」について（文化財課）

○丹羽野古代文化センター長 報告第23号神々の国しまね 企画展「石見神楽」についてご報告する。

資料は15ページをご覧いただきたい。企画展「石見神楽」についてだが、この展示会についても、引き続いて神々の国しまねプロジェクトの一環で行うことになっている。会期は平成25年7月12日から9月8日ということで、おおむね夏休みを中心として実施する。先ほど申したようにプロジェクトの一環であるので、7月12日に開会式を行う予定になっている。委員の皆様方もご都合がつけば、こちらの開会式にぜひご出席いただきたい。

今や石見神楽というぐらいで、石見全域にこの神楽が広がり、さらに現在も、地域地域で非常に発展しているという状況にあると思う。今回の趣旨は、そういった経緯や、衣装、面、道具がつくられる状況などを通じ、この石見神楽全体を紹介をしていこうというものである。

内容は、パンフレットをご覧いただくのが一番よくわかるのではないと思うが、まず、「石見神楽の多様なすがた」ということで、大田から益田、津和野に至るまで、広く各地で舞われている伝統的な神楽の姿を、さまざまな面や衣装、その他映像、中には舞台の復元を通じて展示していきたいと思っている。さらに、石見神楽のものづくりにも特徴的なところがある。きらびや

かな衣装、あるいは石見和紙、石州半紙を使った面、蛇腹、邪胴を使ったオロチ、そういったもののづくりについてもご紹介したい。

また、特に大阪の万博で石見神楽がオロチを演じたことが一つのきっかけで、石見神楽そのものが皆さんに大変喜ばれるということで、各地域で地域振興のために若い人たちが一生懸命取り組んでおられる。そうした部分についても、ぜひ展示の中で紹介していきたいと考えている。

それから当然、神楽というものは舞ったり奏でたりするものであり、展示室の展示だけでは不十分であるので、期間中、3度にわたって各社中に来ていただき、実際の神楽の舞を皆さんに見ていただく機会を設けたいと考えているところである。

また、専門家の方に2回来ていただき、関連講座を実施していく予定である。

○岡部委員 この石見神楽展に非常に期待している者の1人だが、地域づくりと神楽との関連が前段階の研究テーマになっていたように思う。しかし、先ほどの説明やパンフレットをざっと見た感じでは、いわゆる石見地域の地域づくりと石見神楽との関連が、この展示の中では少し遠のいたような感じがしないでもない。その辺りのところはどういうふうに配慮をされているのか。

○丹羽野古代文化センター長 最初は伝統的な石見神楽から始まるが、パンフレットを開いた最後のⅢの黄色い部分に「舞を伝える、舞と生きる」という項目を作っている。ここでは、現代における石見神楽が変転し、特に今は、先ほど申したような万博などの行事や海外公演などを通じて、言うなればその地域の一体化に大きく寄与しているというところが中心となっている。さらに子供神楽や創作神楽といったものをビデオや衣装等で紹介していこうというコーナーである。

スペースとしては特別に多く設けているわけではないが、決して少ないスペースではなく、おおむね4分の1程度はこの「舞を伝える、舞と生きる」といった部分に割いたように記憶している。そのあたりも十分に配慮しているつもりである。

○岡部委員 それともう1点は、残念なことに出雲地域でだけということになっている。グラントワの中でも、これまでも何度もいろいろな形で取り込まれてきているとは思いますが、ちょうど夏休み期間中でもあるので、ぜひともこの機会に石見地方から見学にいらっしゃる方に対し、効果的な仕掛けが必要ではないかと思う。特に子どもについては、夏休み中であり、学校行事をからめるなど、何かいい形で来てもらえるような仕掛けを積極的に行っていないと、ただやるというだけでは、なかなか響かないところもあると思う。石見が誇る石見神楽のせっかくの大々的な展覧会であるから、ぜひともそのことについては留意して働きかけをしてほしい。出雲の人や県外の方ももちろんだが、特に石見の人に見ていただけるような仕掛けを、とにかく手をかえ品をかえ、いろいろな形でチャレンジしてほしい。

○丹羽野古代文化センター長 その点についても考慮はしているが、委員がおっしゃったように、やはり地元の方にたくさん見ていただいて地元のすばらしさを知っていただくというのは非常に大事なことである。今後ともそういった努力をさらに一層してまいりたいと思う。

○土田委員 数年前から、見つめ直そう石見地区、というような形で、津和野から始まり、益田、浜田、江津とそれぞれ5月ぐらいから巡回の神楽をやっている。それとこの企画展とは非常にオーバーラップする面があると思うが、その辺りの兼ね合いというか、すみ分けというのはうまくなされているのか。この企画展が出雲の歴史博物館で行われる一方で、地域では今ずっと巡回して神楽をやっている。これは余りPRされていないと思うが、その点のすみ分けや紹介というのは、どういう形でされているか。

○丹羽野古代文化センター長 実は、特別に直接連動させて計画しているわけではなく、たまたまこの石見神楽の地域の巡回の時期と、企画展の開催時期とが重なったというような状況である。

○土田委員 県の予算が少なくいろいろな形でしわ寄せが行っている一方で、割と同じような企画をオーバーラップしてやっている、というのは無駄のような感じを受けるが、その点の兼ね合いはどうか。

○丹羽野古代文化センター長 おっしゃるとおりであり、確かにそのあたりをもう少し上手に関連づけることもっと良かったと思う。今後また努力できる点があれば、ご意見を参考にさせていただきたいと思う。

○土田委員 かたや教育委員会の文化財課、かたや商工労働部だが、その点は全く横の連携がないのかと思う。無駄のようなことをやっているのではないかと思うので、その点をうまく進められた方がいいのではないかと思う。

○丹羽野古代文化センター長 気をつけていきたいと思う。

○山本委員長 せっかく予算がついているので、横断的に連携し、両方でうまく活用するようにお願いしたい。

――原案のとおり了承

第24号 いじめ防止対策推進法について（義務教育課）

○矢野義務教育課長 報告第24号いじめ防止対策推進法についてご報告する。

報道等もあったように、先週6月21日に参院本会議で可決成立したこのいじめ防止対策推進法は、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために設けられたものである。公布の日から起算して三月を経過した日から施行ということだが、文部科学省に問い合わせたところ、まだその具体的なスケジュールは固まっていないということだった。しかし、法律は成立しているので、9月の終わり頃には施行になるのではないかと思っている。それに向けて、いろいろ準備していかなければならないと考えている。

内容についてだが、まず最初にいじめについての定義があった。これは、文部科学省が毎年行っている問題行動調査において示しているいじめの定義と同等のものであり、特に新たに書き加えられたというものでない。また、児童等に対して、という部分の「児童等」について、どういったものを示すかということが規定されている。学教法でいう小・中・高・中等教育学校、それから特別支援学校に在籍する児童または生徒ということで、いわゆる幼稚園と大学は除かれている。その範囲の児童生徒、およびその保護者がこの法律の対象となる。

資料の2にいじめ防止基本方針というものをあげているが、この法律の中では、国、地方公共団体、それから資料には記載していないが、学校の設置者及び学校、というような分け方でいろいろと規定されている。この中の地方公共団体というのは、おそらく都道府県あるいは市町村と思われるが、中には教育委員会でないとなかなかできないのではないかというような内容もある。今後、文部科学省の方からまた説明があろうかと思っている。

まず1つ目は、国はいじめ防止基本方針を定めるということになっている。地方公共団体は国の方針を参酌し、地方いじめ防止基本方針を定めるように努める、ということで努力規定になっている。そして学校は、国や地方公共団体の基本方針をもとに基本的な方針を定めるということで、これは義務となっている。また、これとは別に、地方公共団体はいろいろな専門家や関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる、という、できる規定もある。

次に、基本的施策である。国及び地方公共団体が講ずべきこととして、1つ目は連携の強化である。2つ目は、教員の資質の向上、教員の配置、それから教育相談に応じる者の確保などの必要な措置を講ずるとあるが、このあたりが実際には教育委員会等が中心とならなければ、なかなかやりにくい部分ではないかと思っている。また、インターネットに関しては、体制整備に努めるとしている。さらに、調査研究や検証を行って、成果を普及すること。それから、資料19の2にもう1つ挙げているが、相談体制、相談制度あるいは救済制度について、広報その他、啓発活動を行うとしている。

学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として、1つ目は道徳教育、あるいは体験活動の充実を図ること。2つ目は、児童等に対する定期的な調査、その他必要な措置を講ずることであるが、定期的な調査は必ずやらなければならないものに加えられていると考えられる。次に、相談体制の整備。また、インターネットを通じて行われるいじめ防止については、必要な啓発活動を行うとしている。

4番目にいじめの防止等に関する措置については、これはほとんどが学校が講ずるべきということで挙げている。1つ目は、学校は、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者で構成される組織を置くということになっている。このあたりについて教職員は良いが、心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者を加えた組織を小・中学校、高校、特別支援学校に置くということになると、なかなか難しい問題ではないかと思っている。

次に、いじめの事実確認、被害生徒やその保護者に対する支援、加害児童生徒への指導、あるいはその保護者に対する助言を継続的に行うこと。

犯罪行為として取り扱われるものと考えられる場合の警察との連携。

校長及び教員は懲戒を加えること。これは、叱ったりすることも含めての懲戒である。

また、これまでも出ていたが、市町村教育委員会出席停止等の必要な措置を講ずるということになっている。

さらに、重大事態への対応である。こういったものが重大事態かということが余り明確になっていないが、子どもたちの心身、または財産に重大な被害が生じるなど、そういったものである。この場合、速やかに組織を設けて調査を行うこととしており、この調査を行ったときには、被害児童生徒または保護者に対して必要な情報を必ず提供するとしている。このあたりは今回全国的な話題になったが、いじめについて十分な対応でなかったということから規定されたものと思われる。

学校は地方公共団体の長に対して発生したことの報告を行うということで、報告の義務づけがなされている。そして、地方公共団体の長は、再調査を行う。これはいわゆる第三者委員会の調査と考えられるが、再調査を行い、その結果を議会に報告し、必要な措置を講ずるということである。

実際には、こういった細かいところがはっきりした時点で、市町村あるいは学校に対して説明していかなければならないわけだが、時間が限られているため、できるところから整理して学校等へ情報提供していきたいというふうに考えている。

――原案のとおり了承

山本委員長：非公開宣言

―非公開―

(議決事項)

第4号 体罰教員の懲戒処分に係る教育委員会審議のあり方に関する請願について
(義務教育課・高校教育課)

――趣旨採択を議決

第5号 平成26年度使用教科用図書採択にあたっての指導、助言又は援助について
(義務教育課・特別支援教育課)

――原案のとおり議決

第3号 教職員の懲戒処分について (高校教育課)

――原案のとおり議決

第2号 コンプライアンスをもとにした学校教育を求める請願について（高校教育課）

――不採択を議決

山本委員長：閉会宣言 **16時10分**